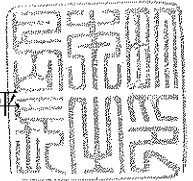


島健福第752号
令和2年7月16日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

島本町長 山田 紘 平



2020年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年6月9日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】(人事課)

緊急事態宣言の発令を踏まえ、本町では、住民の生命・財産への影響が小さい不急の業務を一時休止し、必要に応じて部署間の事務応援を行うとともに、特別定額給付金に係る臨時的組織を設置するなど、緊急時においても必要な住民サービスを継続することができる職員体制の構築に努めているところです。

今後とも、職員数の適正規模を維持しながら、計画的な職員採用に努めてまいります。

2. 各市町村独自の現金給付をいち早くかつ何度も行ってください。

【回答】(政策企画課)

本町では、独自の現金給付として、6月時点で「ひとり親家庭への給付金」(世帯に3万円、2子以降1人1万円を加算)、「特別定額給付金の対象外となる新生児への給付金」(児童1人あたり5万円)、「就学援助認定世帯への給付金」(世帯に3万円、2子以降1人1万円を加算)を制度化して実施しているところです。こうした個別給付のほか、給食費や水道基本料金の減免、中小企業等への支援、事業所・団体等への衛生用品の配布など、各対象への各種支援策を講じており、今後も、感染拡大の状況や、国・府の制度の動向等も踏まえ、住民や団体・事業者の皆さまへの適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】(政策企画課)

本町では、特別定額給付金については、5月15日に申請書を発送、5月18日から順次振込を開始し、5月末までに約9割の世帯への振込処理を行っております。(回答作成時点の6月末には、申請・給付率は約98%)

新型コロナウイルス感染症に係る支援や対策については、住民への個別給付のほか、商工業者や福祉事業所・団体への支援、経済・雇用対策、感染防止や三密対策のための各種機器・備品等の整

備、各種サービスやイベント等の再開に向けた対応など、さまざまな分野における各種対策が必要であり、町では、状況を踏まえながら、国や府に対して必要な支援を要望してまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動する NPO 法人、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】（福祉推進課）

現時点でフードバンク等の事業の立ち上げは考えてはいませんが、生活が困窮している等日々の食事にも困っている方に対しては、町社会福祉協議会の事業である「おもしろい基金」を活用し、食料の現物提供を行っております。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。

【回答】（教育総務課）

今般の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下で大きな影響を受けている住民生活を支え、保護者負担を軽減するため、町立小中学校における令和2年7月分の給食費を無償といたします。

休校中の子どもたちへの給食の提供につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

今後も、引き続き、安心安全な給食提供に努めてまいります。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】（子育て支援課）

国の緊急事態宣言や府及び町の外出自粛要請に基づき、保育所等に登所されなかった方に対しては、3月1日から5月31日までの間、日割りにより保育料及び副食費を含む給食費の軽減措置を行い、保育所等をご利用の皆様の負担軽減を図りました。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードできるようにしてください。

【回答】（前段：税務課、後段：保険課）

住民税及び固定資産税・都市計画税につきましては、現時点で新たな減免措置を導入する予定がございませんが、今後、地方税法の改正などにより何らかの軽減措置が設けられた場合には、適切に対応してまいります。また、減免措置及び徴収猶予等につきましては、島本町税条例等の規定に基づき適切に対応してまいります。なお、申請方法につきましては、申請内容によりますが、郵送受付及び聞取りでの受付を行う等、柔軟な対応してまいります。

国民健康保険料につきましては、大阪府の国民健康保険運営方針に基づき、介護保険料につきましては、介護保険事業計画に基づき、適切に賦課を行ってまいります。国民健康保険傷病手当金は、自営業者等の方に対しましては、傷病手当金という形ではなく、持続化給付金等、事業者の規模に合わせて様々な事業者支援の枠組みが用意されておりますので、現在のところ、傷病手当金の対象を拡大する予定はございません。なお、7月の保険料本算定送付時には、傷病手当金及び減免制度の案内を記載するとともに、郵送申請が可能となるよう申請書類について、ホームページに掲載いたします。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードできるようにしてください。

【回答】(福祉推進課)

生活保護及び住居確保給付金につきましては、郵送で可能な手続き等については郵送で行っておりますが、聞き取りなど必ず対面が必要な場面もあり、その際は、部屋のドアを開けパーティションで区切り、窓を開けて換気し、必ず手指のアルコール消毒・マスク着用を行い、感染症対策を徹底するよう努めております。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

【回答】(いきいき健康課)

「大阪府地域医療構想」については、二次医療圏ごとに設置された大阪府三島保健医療協議会に出席し、医療計画や圏域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議を実施しているところです。

また、現状では、新型コロナウイルス感染症が疑われる呼吸器感染症であると医師が診断した場合や、感染者に濃厚接触した人のうち、感染が疑われる症状のある人については、大阪府が設置している「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)」に相談し、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されることになっておりますので、引き続き、大阪府と連携しながら、体制の整備に努めてまいります。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】(いきいき健康課)

大阪府においては、新型コロナウイルス感染症に関する受診についての相談に対応するため、「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)」を府内の各保健所に設置しており、本町といたしましても、管轄保健所である大阪府茨木保健所と連携しながら、新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じてまいります。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成29年4月に大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門が統合され、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の確定診断や発生動向調査等の役割を担う専門機関として発足しており、大阪府及び大阪市の共同設置により評価委員会を開催されていることから、必要な人材を確保されているものと認識しております。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回答】(いきいき健康課・保険課)

国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、緊急事態宣言の解除後においても、国が確保したマスクや消毒液を、大阪府を經由して医療機関および介護事業所等に対し優先的に配布いただいております。

本町といたしましても、大阪府から事業所等にマスク・消毒液等の配付協力の要請があった際には、協力しているところであり、引き続き大阪府と連携しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

【回答】(いきいき健康課・保険課・福祉推進課)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対しては、事業の継続を支えるための支援策として、国において、中小法人等を対象とした持続化給付金の制度が構築されています。また、国によるテナント事業者に対する家賃支援給付金や事業主の労働者雇用維持に対する支援である雇用調整助成金、独立行政法人福祉医療機構による貸付事業など様々な支援策が講じられているところです。

本町といたしましても、今後も医療や福祉の事業所の新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するための支援について、必要に応じて、大阪府などに働きかけてまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮者や先行きの不安、養育疲れなどで児童虐待や DV の可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】(福祉推進課・子育て支援課)

4月27日付け、厚生労働省子ども家庭局長通知『「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について』に基づき、本町においても、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制の確保に努めるため、平時以上に様々な関係機関と連携を密にし、必要な対応を講じております。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】(危機管理室)

災害時には災害規模に応じて、避難所を従来より多く開設し、避難者が密になることを避けると共に、避難者は自宅で検温していただくことにより、発熱者には別ルートでの避難場所を確保するなど感染予防策に努めてまいります。